配布:一般

2013年1月4日

第 67 会期

議事日程議題 94 (z)

2012年12月3日に総会により採択された決議

[第一委員会の報告書(A/67/409)に基づく]

67/59. 核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動

総会は、

核兵器のない平和で安全な世界を達成する目的で、核兵器の全面的廃絶に向けた実行可能な手段および効果的な措置をさらに講じる国家の必要性を想起し、そしてこれに関連して、共同行動をとるという加盟国の決意を強め、

軍縮過程における国家の取組の究極的な目的は、厳格なそして効果的な国際管理の下で全体的および 完全な軍縮であることに留意し、

2011年12月2日の総会決議66/45を想起し、

核兵器使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を表明し、またあらゆる努力が核戦争および核テロリズムを避けるためになされるべきことを確信しつつ、国際人道法を含む、適用可能な国際法を常に遵守する全ての国家の必要性を再確認し、

国際の平和と安全を高めることと核軍縮の促進は相互に強化しあうことを再確認し、

^{*}技術的理由により2013年7月3日に再発行。

核軍縮における更なる前進は、特に、国際の平和および安全にとって不可欠である、核不拡散のための国際的体制を強化することに貢献することをまた再確認し、

国際的な核不拡散体制の基礎および条約の三つの柱、すなわち、核軍縮、核不拡散および原子力の平 和利用、を追求するための不可欠な基礎としての核兵器の不拡散に関する条約1の決定的な重要性を更 に再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約の当事国の 1995 年検討・延長会議の決定および決議²並びに核兵器の不拡散に関する条約当事国の検討会議の 2000 年³と 2010 年⁴の最終文書を想起し、

日本の広島と長崎への原爆投下の 65 周年の年の、2010 年 5 月 3 日から 28 日まで開催された、2010 年検討会議の成功した成果を歓迎し、また同検討会議で採択された行動計画5を完全に履行することの必要性を再確認し、

2012年4月30日から5月11まで開催された、核兵器の不拡散に関する条約の当事国の2015年検討会議のための準備委員会の第一回会期の議論と結果を歓迎し、

軍縮会議の活動を活性化させることに関するハイ・レベル会合および 2010 年 9 月 24 日に事務総長により開かれた多数国間軍縮交渉を先に進めることそして 2011 年 7 月 27 日から 29 日まで開催されたハイ・レベル会合をフォローアップするための総会本会議に留意し、

戦略攻撃兵器の一層の削減および制限に向けた措置に関するロシア連邦およびアメリカ合衆国間の 条約の2011年2月5日の発効を歓迎し、

¹ 国際連合、*条約集*、729 巻、No. 10485

² 核兵器の不拡散に関する条約当事国の 1995 年検討・延長会議、最終文書、第一部(NPT/CONF. 1995/32 (Part I) and Corr.2)、添付文書を見よ。

³ 核兵器の不拡散に関する条約当事国の 2000 年検討会議、最終文書、第 I - Ⅲ巻 (NPT/CONF.2000/28 (Parts I - IV)).

⁴ 核兵器の不拡散に関する条約当事国の 2010 年検討会議、最終文書、第 I ーⅢ巻 (NPT/CONF.2010/50 (Vols. I ーⅢ).

⁵ 同書、第 I 巻、第 I 部。

透明性を更に向上しまた相互の信頼を醸成する、フランス、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国による核弾頭の全体的な貯蔵に関する最近の発表とロシア連邦の核貯蔵兵器に関するその最新情報もまた歓迎し、

ネットワークの拡散を原因とするものを含む、大量破壊兵器、特に核兵器の拡散により与えられた危険が大きくなっていることに関して深い懸念を表明し、

核軍縮、核不拡散および原子力の平和利用という加盟国の共有した目標に沿った、核安全保障の目的の重要性を認識し、2010 年 4 月 12 日と 13 日にワシントン D.C.でまた 2012 年 3 月 26 日と 27 日にソウルで開催された核安全保障サミットを歓迎し、そして 2014 年にオランダで開催されることになっている核安全保障サミットを期待し、

朝鮮民主主義人民共和国に対し、その全ての核兵器と既存の核計画を放棄しまた全ての関連する活動を直ちに停止することを促している、安全保障理事会諸決議、2006 年 10 月 14 日の 1718 (2006) と 2009 年 6 月 12 日の 1874 (2009) の実施の重要性をまた認識し、朝鮮民主主義人民共和国が主張するウラン濃縮計画および軽水炉建設並びに 2012 年 4 月 13 日の衛星発射について懸念を表明し、そして朝鮮民主主義人民共和国は、いかなる状況の下でも核兵器の不拡散に関する条約の核兵器保有国の地位を有することができないことを宣言し、

- 1. 核兵器の不拡散に関する条約¹のあらゆる条項の下での義務を遵守する、同条約の全ての当事国 の重要性を再確認する。
- 2. 核兵器の不拡散に関する条約の普遍性の必要不可欠な重要性をまた確認し、そして同条約の当事 国でない全ての国家に対し、非核兵器国として、早期に且つ無条件で同条約に加入することをまた、同 条約への加入までの間、同条約の条件に従いそして同条約を支援する現実的な措置をとることを求める。
- 3. 核兵器の不拡散に関する条約の全ての当事国がその第6条の下で義務づけられている、核軍縮を 導いている、核兵器保有国の核貯蔵兵器の全面的廃絶を達成するという核兵器保有国の明確な約束を更 に再確認する。

- 4. 核兵器国に対し、一方的、二国間、地域的および多数国間措置を通したものを含む、配置したものと配置していないものの、全ての種類の核兵器を削減しおよび最終的に廃絶するための更なる努力をすることを求める。
- 5. 核軍縮および不拡散の過程に関して、不可逆性、検証可能性および透明性の原則を適用することの重要性を強調する。
- 6. 核軍縮および核兵器のない世界の平和と安全を達成することは、開放性と協力を要求することを認識し、増加された透明性と効果的な検証を通した強化された信頼の重要性を再確認し、国際の安定、平和および衰えず且つ増加する安全保障を加速するやり方で、2000 年の検討会議の最終文書に含まれた核軍縮を導く手段に関する具体的な進展を加速するための、核兵器の不拡散に関する条約の 2010 年当事国検討会議における核兵器国による誓約の重要性を強調し、そして核兵器国に対し、2015 年再検討会議。のための準備委員会に対する約束を 2014 年に報告することを求め、そしてこれに関連して、5核兵器国間の透明性および信頼醸成措置として 5核兵器国の 2010 年検討会議のフォローアップ会合の2011 年 6 月 30 日と 7 月 1 日にパリでのまた 2012 年 7 月 27 日から 29 日にワシントン D.C.での開催を歓迎する。
- 7. 戦略攻撃兵器の一層の削減および制限に向けた措置に関する条約のロシア連邦およびアメリカ合衆国による現在進行中の実施を歓迎し、また彼らに対し、その核貯蔵兵器の更なる削減を達成するため次の措置について議論を継続することを奨励する。
- 8. 包括的核実験禁止条約6に署名や批准をまだしていない全ての国家に対し、その早期の発効と普遍化を目的として、最も早い機会にそうすることを促し、同条約の発効までの間核兵器の爆発実験または何らかの他の核実験に関する現存するモラトリアムを維持することの重要性を強調し、そして同条約の遵守の確約を提供することに重要な貢献となる、同条約の検証体制の継続的開発の重要性を再確認する。
- 9. 核兵器または他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約に関する交渉の速やかな開始とその早期の妥結に対する総会の求めをくり返し表明し、交渉がまだ始まっていないことを遺憾

⁶ 決議 50/245 および A/50/1027 を見よ。

とし、そして全ての核兵器国および核兵器の不拡散に関する条約の当事国でない国家に対し、同条約が 発効するまでの間、核兵器または他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを 宣言しまた維持することを求める。

- 10. 核兵器国に対し、国際の安定および安全保障を促進するやり方で核兵器の偶発的または承認されていない発射の危険を更に低減するための措置をとることを求め、その一方で、これに関連して、幾つかの核兵器国により既にとられた措置を歓迎する。
- 11. 核兵器国に対し、全ての軍事や安全保障の概念、主義および政策における核兵器の役割と重要性を更に小さくする目的で、即座に関与することをまた求める。
- 12. 核兵器の不拡散体制を強化することができた核兵器国からの明確なまた法的拘束力のある安全の保障を受ける非核兵器国の正当な権利を認識する。
- 13. 各核兵器国による一方的声明を指摘している、1995年4月11日の安全保障理事会決議984(1995)を想起し、また全ての核兵器国に対し、安全の保障に関してその既存の誓約を完全に尊重することを求める。
- 14. 適切な場合には関係する地域の国家間で自由に到達した取極に基づいてまた軍縮委員会の 1999 年指針7に従って、更なる非核兵器地帯の創設を奨励し、そして消極的安全保障を含む関連する議定書を署名しまた批准することにより、核兵器国がそのような地帯の地位およびそのような条約の当事国に対して核兵器の使用または使用すると脅さないことに関して個別に法的拘束力のある約束を行うことを認識する。
- 15. 全ての国家に対し、核兵器およびその運搬手段の拡散を予防しまた抑制するその努力を倍加すること、また核兵器をやめると誓うことを行う義務を完全に尊重しまた遵守することを求める。
 - 16. 1997 年 5 月 15 日に国際原子力機関の理事会により承認された保障措置の適用のための国家と

⁷ Official Records of the General Assembly, Fifty-fourth Session, Supplement No. 42 (A/54/42) を見よ。

同機関との間の協定に対するモデル追加議定書を可及的速やかに締結し且つ発効させるため、そうしていない全ての国家を奨励している 2010 年検討会議の次の活動を強く確認もしつつ、国際原子力機関の包括的保障措置協定をまだ採択や履行をしていない国家を含めた同協定の普遍化および 2004 年 4 月 28 日の決議 1540 (2004) を含む、関連する安全保障理事会諸決議の完全な実施の重要性を強調する。

- 17. 全ての脆弱な核および放射線学上の物質を安全にするためのあらゆる努力を奨励し、また全ての国家に対し、必要な場合には、能力構築の分野を含む、支援を要請しつつまた提供しつつ、核の安全保障を先に進めるため、国際社会として、協力的に活動することを求める。
- 18. 全ての国家に対し、核兵器のない世界を達成することを支援する、軍縮および不拡散教育に関する国際連合研究についての事務総長報告書8に含まれた勧告を実行すること、そしてこの目的のために国家が行ってきた取組についての情報を自発的に共有することを奨励する。
- 19. 核不拡散と核軍縮を促進することにおいて、市民社会により果たされた建設的役割を賞賛しまた 更に奨励し、また全ての国家に対し、特に、核兵器の使用の悲劇的な結果についての社会全体の意識を 向上させることに貢献しまた核軍縮と不拡散を促進する国際的な取組の気運を強化する、軍縮と不拡散 教育を、市民社会と協力して、促進することを奨励する。
- 20. 「一般的および完全な軍縮」と表題のついた議題、「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」と表題のついた部分項目の下で、総会の第68会期の暫定議事日程議題に含めることを決定する。

第 48 回本会議

2012年12月3日

⁸ A/57/124 を見よ。